

福岡広域都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

都市計画グローバルアリーナ地区地区計画を次のように決定する。

名 称	グローバルアリーナ地区地区計画	
位 置	宗像市吉留の一部	
面 積	約53.0ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、宗像市の東部に位置し、宮若市と隣接した地区である。既に第2種特定工作物として開発行為の許可を取得し、開発が進められている地区である。</p> <p>第2次宗像市都市計画マスタープランでは、「スポーツ・レクリエーション施設用地」として位置づけており、また、平成27年4月策定の宗像市スポーツ推進計画では、スポーツ観光の振興を図り、(P22)</p> <p>そこで本計画は、既存のスポーツ施設を核としたスポーツ観光施設を計画的に誘導し、一体開発された施設の維持・保全を行うことで、周辺地域と調和のとれた土地利用を図る。</p>	
及び 区域の 整備・ 開発 の方針	土地利用の方針	<p>周辺の自然環境と調和した良好な都市環境を有するスポーツ施設の拠点を形成するため、スポーツ・レクリエーション施設としての土地利用を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建ぺい率及び高さの最高限度を定め、豊かな自然環境に囲まれたスポーツ施設としての良好な拠点の形成を図る。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物に限り建築することができる。 1 体育館、スポーツ施設その他これらに類するもの 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令338号。以下「施行令」という。）第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの 3 ホテル又は旅館その他これらに類するもの 4 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。） 5 前各号の建築物に附属するもの（施行令第130項の5の5で定めるものを除く。） 6 自動車車庫 7 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの
		建築物の容積率の最高限度	10分の20
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は20メートルとする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態・意匠、色彩等は景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画）に基づいたものとする。
備考		用語の意義及び算定方法については建築基準法（昭和25年法律第201号）及び施行令の例による。	

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：別紙理由書のとおり